

事業種別	川崎市
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●職業紹介、就職相談、託児サービス付き女性就職相談、就職氷河期世代等を対象とした相談、就職活動準備のためのセミナー等を実施（川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」場所：てくのかわさき出張窓口：川崎区内施設、麻生区役所） ※助成金の取扱いは ●母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業：ひとり親家庭等の親に対して就労相談、求人情報の提供、職業紹介等を実施。
主管課	経済労働局労働雇用部 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【母子保健担当】
連絡先	044-200-2276 044-200-2672
○就職支援	●大卒、一般求職者等の対象別合同企業就職説明会開催 ●若年-業者等を対象に職業的自立に向けた相談、セミナー等を「コネクションズかわさき」として実施。 ●母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業：ひとり親家庭等の親に対して、就労のステップアップに向けた相談、資格取得に係るセミナーやoffice等のビジネススキル向上に係る講座の開催
主管課	経済労働局労働雇用部 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【母子保健担当】
連絡先	044-200-2276 044-200-2672
○起業創業支援 ○助成金	●創業支援等事業計画に基づき、創業塾、創業セミナー、創業資金の融資等を実施 ●川崎市、NEDO、川崎市産業振興財団が連携して実施する起業家支援のワンストップ拠点K-N I Cによる起業・創業支援 ●当市及び市内民間支援機関・金融機関等の連携のもと、起業に必要な知識を学ぶ起業セミナー、投資家等との出会いを支援するビジネスオーディション等の実施 ●新川崎・創造のもりにおいて、専門家による各種支援と事業スペースの提供を行ラインキュベーション事業の実施
主管課	経済労働局イノベーション推進部
連絡先	044-200-2334
○後継者育成支援・継業支援	●中小製造業の若手経営者や後継者による経営研究会の運営等を支援。 ●円滑な事業承継実現のため、中小企業の実情に応じた支援策（セミナー開催、専門家派遣、補助金制度）の実施
主管課	経済労働局経営支援課
連絡先	044-200-3896

事業種別	川崎市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種法に基づく麻しん・風しんの定期予防接種が受けられなかったお子さんに、任意予防接種の費用の助成（要件あり）。 ● 骨髄移植等の治療により、既に接種した定期予防接種の免疫効果がなくなったお子さんに、任意予防接種の費用の助成（要件あり）。
主管課	健康福祉局保健医療政策部
連絡先	044-200-2440
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の就労の如何に関わらず、利用を希望する小学生の放課後の安全な居場所として、「わくわくプラザ」を市内すべての小学校（114校）に設置。
主管課	こども未来局青少年支援室
連絡先	044-200-3083
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児医療費助成：① 0歳～小学6年生 通院・入院の保険診療の一部負担金 ※所得制限あり ※小学4～6年生は通院1回につき500円までの負担（薬局・入院の場合全額助成）（市民税非課税世帯全額助成） ② 中学生 入院の保険診療の一部負担金
主管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【母子保健担当】
連絡先	044-200-2695
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等医療費助成：18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童（20歳未満で中程度以上の障害のある、または高等学校等に在学中の児童）を養育する母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方について、医療費の一部負担金を助成
主管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室【母子保健担当】
連絡先	044-200-2695

事業種別	川崎市
○生活支援に係る施策①	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者特別乗車証明書 市内運行バスを大人料金の半額で乗車可 ●高齢者フリーパス 有効期間中、市内運行バスを何回でも乗車可、利用者負担額は1,000円/月。 ●おでかけGO！医療機関への受診・入退院、官公庁への手続き等の際に、1回につき4時間まで、リフト付ワンボックスカーを利用可。利用者負担額は400円/時間。
主管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課
連絡先	044-200-2620
○生活支援に係る施策②	●福祉タクシー等：障害のある方に対して、バス乗車券または福祉タクシー利用券の交付および福祉キャブ（リフト付き自動車）の運行
主管課	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課
連絡先	044-200-2928
○生活支援に係る施策③	●成人ぜん息患者医療費助成制度：気管支ぜん息に係る医療費の助成（患者1割負担）（対象者）満20歳以上の気管支ぜん息患者で、市内在住1年以上、喫煙しないこと。
主管課	健康福祉局保健医療政策部
連絡先	044-200-2487
○生活支援に係る施策④	重度障害者の保険医療費の自己負担分を助成 精神障害者については、精神保健福祉手帳1級所持者の通院分のみ助成
主管課	健康福祉局国民年金・福祉医療課
連絡先	044-200-2696